

# 令和元年度事業計画

自 平成31年4月 1日  
至 令和 2年3月31日

昨年末にTPP11が、そして本年2月1日には日・EUのEPAが発効し、今後の輸入拡大による国内の畜産経営への影響が心配されています。

これを踏まえ、国は、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の法制化、肉用子牛生産者補給金制度の肉用子牛補償基準価格と合理化目標価格の見直し、肉用牛繁殖経営支援事業との一本化、豚においては、肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）の法制化、そして生産者と国の拋出割合を1対1から1対3とするなどの対応を取ったところです。

なお、当協会では、牛マルキンの新たな制度への移行と同時に、生産者が実態に即した交付金を受給できるよう、交付金算定方式を全国算定から地域算定に変更したところです。このように、これら制度の事務を担う当協会としましては、県内の畜産経営体が安心して経営に取り組めるよう円滑で確実な事務を遂行してまいります。

そして、生産者の収益力強化も急務であり、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、必要な機械の導入について引き続き支援してまいります。

来年2020年に予定されている東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準において、日本版畜産GAPや農場HACCPの認証が求められております。さらには、東京オリ・パラ終了後における消費者や流通業者からの認証取得の要望の高まりが予想されるところであり、当協会としましては、千葉県の指導の下に、関係組織と連携して認証取得を推進してまいります。

中国におけるアフリカ豚コレラのまん延や国内中部地方で発生が認められた豚コレラについては、県内養豚農場への侵入が心配されているところですが、これら急性悪性伝染病やPEDなどの伝染性疾病の発生を想定し、防疫活動に必要な器材の運搬用車両を新たに導入することで、県が行う防疫活動が円滑に推進できるように協力します。

また、牛の生産性向上の阻害要因となるBVD-MDなどの疾病に対し、発生農場等の検査やリスク牛のとう汰を支援してまいります。

豚における疾病であるPRRSについても、地域一体での清浄化に向けた取組強化を支援してまいります。

当協会は、各種団体の事務局を務め、生産者等との連携強化を図ることで、各種事業の普及・推進を効率的、効果的に進めるとともに、生産者の要望や意見等の集約を図り、関係機関等への発信に努めてまいります。さらに、緊急的な課題や当協会独自の事業についても積極的に取り組み、様々な場面で関係各位の信頼確保に努めてまいります。

## I. 畜産経営を支援する事業

### 1 地域畜産支援指導等体制強化事業（地方競馬全国協会）**公益**

地方競馬全国協会からの補助金を得て、畜産経営体の体質強化と担い手の育成・確保、地域畜産に対する理解増進、地域畜産の活性化に向けた体制強化及び馬事普及啓発に係る事業の推進を図る。

### 2 畜産コンサルタント等設置事業（県）**公益**

畜産経営の経営改善を図るため、組織活動支援を含めた経営改善指導を実施する。

### 3 会報誌編集発行事業（協会単独）**その他**

畜産等に関する各種情報を収集し、会報誌を発行する。

### 4 地域畜産総合支援体制整備事業（県）**公益**

畜産コンサルタント等で構成される支援指導体制の下で、個別経営体及び地域酪農組織体等への支援指導により、酪農経営体等の体質強化を図る。

### 5 貸付事業指導等事業（（公財）畜産近代化リース協会）**その他**

畜産近代化リース協会からの機械・施設等の借受者を対象に、これらの活用を促進するため、再貸付団体の協力を得て確認調査並びに指導を行う。

### 6 畜産特別資金等推進指導事業（（公社）中央畜産会）**公益**

県支援協議会において畜産経営維持緊急支援資金（大家畜・養豚）借入者や畜産経営改善緊急支援資金（大家畜・養豚）借入者等の経営改善進捗状況について調査し、必要に応じた指導等を行う。

### 7 肉用牛経営安定対策補完事業（（独）農畜産業振興機構）**公益**

肉用牛生産において繁殖経営の担い手の高齢化が進んでいることから、ヘルパー制度の導入や新たな中核的担い手の育成により生産地域の活性化を図り、生産基盤の拡大、安定化を推進する。

### 8 エコフィード・TMR普及定着推進事業（県）**公益**

畜産業において飼料自給率の向上は大きな課題であることから、千葉県ではエコフィード及びTMRの利用推進に取組み、飼料自給力の強化を図っている。

このため、エコフィード及びTMRの利用に精通した人材を千葉県エコフィードコンサルタントとして設置し、指導・調査及び研修会等を通じ、畜産農家におけるエコフィード・TMRの利用定着を図る。

### 9 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に係る事業推進業務（（公社）中央畜産会）**公益**

畜産クラスター協議会に参画する中心的経営体が行う畜産クラスター計画実現のための収益力強化等の取組みに必要な機械装置の導入を支援する「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）」の本県の窓口として推進業務を行う。

**10 持続的生産強化対策事業(畜産経営体生産性向上対策)及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業に係る事業推進業務**( (公社)中央畜産会) **公益**

酪農家及び肉用牛生産者における労働負担軽減・省力化等の取組みに必要な機械装置の導入を支援するため、本事業の本県窓口として推進業務を行う。

**11 肉豚経営安定交付金制度連絡調整等業務**( (独)農畜産業振興機構) **公益**

肉豚経営安定交付金制度参加の養豚事業者、養豚関係者に対し、事業の内容・適切な事務処理について周知し、円滑な事業実施を図る。

**12 養豚経営安定対策補完事業**( (独)農畜産業振興機構) **公益**

地域の養豚業における産子数の向上や生産コストの削減を図るために導入する種豚の導入に要する経費を補助する。

## II. 家畜衛生向上及び環境に関する事業

**1 家畜生産農場清浄化支援対策事業**(国庫) **公益**

牛ヨーネ病、E B L (牛白血病) 及び牛ウイルス性下痢・粘膜病 (B V D - M D) の清浄化対策並びに予防接種によるアカバネ病等の発生・流行防止対策を推進し、自主的な家畜防疫意識の向上と家畜の損耗防止を図り、もって畜産の健全な発展に資する。

(1) 牛ヨーネ病清浄化支援対策事業

- 感染牛のとう汰推進 (計画頭数: 5 頭)

(2) E B L 清浄化支援対策事業

- E B L 検査 (計画頭数: 1, 0 0 0 頭)
- E B L 牛のとう汰推進 (計画頭数: 5 0 頭)
- 吸血昆虫の忌避・駆除 (計画戸数: 3 戸)

(3) 牛ウイルス性下痢・粘膜病 (B V D - M D) 対策事業

- 検討会 1 回、講習会 1 回、B V D - M D 検査 3, 0 0 0 頭
- ワクチン接種 5 0 0 頭、P I 牛のとう汰 3 5 頭

(4) 疾病発生・流行防止支援対策事業

- 牛異常産 (アカバネ病含む) 混合ワクチン (計画頭数: 1 0, 0 0 0 頭)
- 牛アカバネ病単味ワクチン (計画頭数: 4, 0 0 0 頭)

**2 家畜防疫互助基金造成等支援事業**( (公社)中央畜産会、(独)農畜産業振興機構) **公益**

畜産経営に甚大な影響を及ぼす海外悪性伝染病 (口蹄疫・牛肺疫・牛疫・豚コレラ・アフリカ豚コレラの 5 疾病) の発生に備え、牛及び豚飼養者による互助基金の造成を支援し、万一の発生に際して同額の補助金 ((独)農畜産業振興機構補助) を加えた互助金を交付し、損害及び経営再建への支援を図る。

- 事業参加者: 牛飼養農家 5 3 7 戸、豚飼養農家 1 6 2 戸

### 3 牛疾病検査円滑化推進対策事業（国庫）**公益**

牛海綿状脳症（BSE）検査が必要な96ヶ月齢以上の死亡牛の円滑・適正な処理を推進するため、死亡牛の発生農場から化製場までの輸送費及び焼却処理経費に対し助成する。（計画頭数：200頭）

### 4 馬飼養衛生管理特別対策事業（（公社）中央畜産会）**その他**

馬飼養衛生管理に必要な感染症の知識の習得、地域馬の飼養状況や衛生管理に関する実態調査等を行うことにより、多様化している馬の飼養衛生管理の充実強化を図る。

### 5 馬伝染性疾病防疫推進対策事業（（公社）中央畜産会）**その他**

#### ①馬ワクチン予防接種等推進事業

競走馬以外の農用馬等を対象に、馬インフルエンザワクチン接種を推進する。  
また、繁殖雌馬に馬鼻肺炎ワクチン接種を推進する。

#### ②育成馬等予防接種推進事業

競馬場入厩前の競走用育成馬（1歳馬及び2歳馬）及び繁殖牝馬を対象に、馬インフルエンザ、日本脳炎及び破傷風、馬ゲタウイルス病ワクチン接種を推進する。

### 6 農場HACCP取組体制緊急強化事業（県）**公益**

農場HACCPの構築指導並びに普及推進のための検討会を開催するとともに、既認証農場に対して内部検証等のフォローアップを行う。

### 7 畜産GAP拡大推進加速化事業（県）**公益**

日本版畜産GAPの普及推進のため、生産現場での研修会、GAP認証取得のための個別指導等を行う。

### 8 野生獣衛生体制整備推進確立対策事業（家畜衛生対策推進協議会）**その他**

野生獣による家畜への伝染病の伝播拡散や人獣共通感染症の浸潤等、家畜飼養衛生管理上の危害の防止を図るため、イノシシ、シカの野生獣に係る衛生実態等の調査、畜舎侵入防止強化対策及び衛生管理に関する情報の普及推進を図る。

### 9 地域豚疾病緊急対策推進事業（（公社）中央畜産会）**その他**

養豚主要生産地域において、生産性を阻害するPRRSの発生低減やバイオセキュリティの強化に取り組む自衛防疫組織に対して、必要な防疫対策などに係る経費の助成を行い、生産性の向上を図る。

### 10 市町村等自衛防疫活動支援事業（協会単独）**公益**

当協会で開催する家畜衛生業務の円滑かつ的確な推進を図るため、市町村家畜防疫会等の行う自衛防疫活動に対し支援・助成する。（市町村家畜防疫会48団体）

### 1 1 特定疾病損耗防止事業（協会単独）**公益**

伝染性疾病の発生・蔓延防止を図るため、農家が自主的に取り組む特定疾病（牛伝染性鼻気管炎等の牛呼吸器病、豚丹毒、豚日本脳炎、豚パルボウイルス感染症等）のワクチン接種を推進する。

- ・ 牛伝染性鼻気管炎ワクチン（計画頭数： 2,650 頭）
- ・ 豚丹毒生ワクチン（計画頭数： 2,600 頭）
- ・ 日本脳炎・パルボワクチン（計画頭数： 350 頭）

### 1 2 養鶏研修会（協会単独）**公益**

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に資するため、養鶏農家及び関係機関・団体・業者等を対象に研修会を開催する。

### 1 3 家畜伝染性疾病防疫活動円滑化推進事業（協会単独）**その他**【新規】

口蹄疫や鳥インフルエンザ、あるいはPEDなどの家畜伝染性疾病の発生時に、消毒用機器や防疫対応資材を速やかに運搬するための運搬車両を導入し、千葉県に貸し出すことで県内の防疫活動を円滑に推進する。

## Ⅲ. 畜産の活性化を高める事業

### 1 畜産関係団体調整機能強化事業（（公社）中央畜産会）**その他**

畜産情勢の変革に対応するため、畜種を越えた畜産に携わる女性の県内ネットワーク活動（ちば畜産レディースネットワーク）を支援し、畜産の振興を図る。

### 2 畜産フードチェーン連携推進事業（協会単独）**公益**

畜産に対する消費者や生徒・児童等の理解を促進するため、ふれあい体験、体験交流等や情報提供を実施することにより、いきいきとした畜産経営活動と地域の活性化に資する。

### 3 畜産フェア（協会単独）**公益**

消費者に千葉県の畜産・畜産物への理解を深めてもらうため、第13回目の畜産フェアを船橋競馬場ふれあい広場において開催する。

県内畜産関係の団体が出展し、県内の畜産の現状、牛乳、牛肉、豚肉、卵等試食販売、骨密度測定等を行う。また、来場者には県内の畜産品等の試食や、協賛団体等からの豪華な畜産品のプレゼント等を行う。

## IV. 畜産物の品質向上を図る事業

### 1 養豚改良対策事業 その他

登録登録、肉豚共進会を通じ本県の豚の改良推進と強化を図る。

#### (1) 登録事業（協会単独）

優良種豚改良の基本となる登録を（一社）日本養豚協会規定に基づき実施する。

種豚登録 200頭、子豚登記 200頭、一代雑種血統証明 50頭

肉豚証明 300頭

#### (2) 肉豚共進会事業（県）

肉豚の改良成果を競い合い、もって種豚の重要性と品質の高い豚肉生産技術の向上を図るため関係機関の協力を得て開催する。

肉豚の部： 10月上旬 出品頭数 200頭

#### (3) 優良種豚場認定事業（（一社）日本養豚協会）

純粋種豚の生産基盤強化と登録事業の推進を図るため（一社）日本養豚協会認定規定に基づき認定を受け育成強化を図る。

遺伝資源保存指定種豚場 4場

#### (4) 原種豚認定事業（協会単独）

純粋種豚の改良を担う農場の認定と、認定農場を対象に種豚の認定、能力血統の証明及び現場検定機材、豚人工授精用精液等の助成により、本県種豚の改良推進と強化を図る。

認定農場 4場

能力血統の証明 子豚登記 80頭、種豚登録 50頭

### 2 千葉県産オリジナル豚肉生産体制強化事業（県） その他

銘柄豚肉生産者団体におけるL4の安定供給体制を構築するため、飼養管理研修会の実施、飼養管理技術指導による優良事例の構築を図る。また、農場において成績調査を行い、生産者に情報提供する。

## V. 畜産経営の安定化を図る事業

### 1 肉用子牛生産者補給金制度（（独）農畜産業振興機構） 公益

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、生産者補給金の交付等の事業を通じ、肉用子牛生産の安定と経営の健全な発展を図る。

また、その実施にあたっては、農協等の事務委託先と協調しながら制度の啓発・普及による加入の促進を図るとともに、事業の適性かつ円滑な運用に努める。

個体登録計画頭数

黒毛和種 880頭 その他肉専用種 20頭

交雑種 8,070頭 乳用種 2,380頭 計 11,350頭

## 2 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

### (1) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業 ((独) 農畜産業振興機構) 公益

#### ①制度運営適正化推進事業

ア 肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の適正な実施を図るため、全国統一電算事務処理システムによる処理、事務委託先への個体登録、販売・保留及び異動確認等の委託により、円滑な実施に努める。

イ 肉用子牛生産者補給金制度の適正な事業推進を図るため、事務委託先及び契約生産者を対象に、制度に関する交付契約、個体登録、負担金納付及び販売・確認等の一連の事務処理の実施について、調査・指導を行う。

ウ 肉用子牛取引情報の収集分析の円滑な実施を図る。

#### ②指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施を図るため、運営体制の強化を図る。

## 3 肉用牛肥育経営安定交付金制度 ((独) 農畜産業振興機構) 公益

肉用牛肥育経営は、素牛の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、かつ、生産費用に占める素畜費の割合が大きいことから、素畜価格と枝肉価格の水準によっては経営収支の悪化が懸念される。このため、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した時に肥育牛補てん金を交付し、もって肉用牛肥育経営の安定を図り、肉用牛生産基盤の拡大に資する。

個体登録計画頭数

肉専用種	3,500頭	交雑種	9,500頭	乳用種	5,000頭
計	18,000頭				

## 4 千葉県肉豚経営安定対策事業 (県) 公益

農畜産業振興機構が実施する肉豚経営安定交付金制度の生産者負担金の一部を助成し、養豚経営の安定と肉豚の安定的な生産を確保する。

## 5 政策要請活動 (協会単独) その他

生産者が抱えている諸問題解決のため、生産者組織・関係団体等との連携を保ちながら中央団体を通して関係官庁に陳情及び要請を行う。

# VI. 特別事業

## 1 種豚改良対策基金 (協会単独) その他

指定種豚場を対象とした原種豚農場の認定による本県純粋種豚の改良の促進と、品質の高い豚肉を効率よく生産するための各種事業推進を図るため、この基金を有効に活用する。

## Ⅶ. その他

### 1 千葉県畜産物消費拡大推進協議会関連事業

安全安心な畜産物の安定的な生産と流通・消費を促進するための県域畜産関係団体の連携を図る事務局を努める。

### 2 千葉県養蜂協会関連事業

千葉県養蜂の健全な発展を期することを目的として、養蜂振興法に基づいた蜜蜂転飼調整対策をはじめとする各種取組みや、養蜂が抱える諸問題の調査等を行う協会執行事業に係る事務を取り扱う。

### 3 馬事畜産振興推進事業

千葉県馬事畜産振興協議会会員14団体とともに、地方競馬の振興と理解を高める活動を行う。

### 4 ナイスポークチバ推進協議会関連事業

生産者自らの資金拠出により、県産（国産）豚肉の消費拡大推進、養豚経営安定強化を図るための政策要請、若手後継者育成のための青年部活動を大きな柱として活動する協議会に対し、協会として生産者の活動を支援するための事務を取り扱う。

特に豚コレラの感染封じ込めと、新たな海外悪性伝染病の国内侵入を阻止のための水際対策を強く国へ要請すると共に、各農場における防疫対策の強化と指導を行う。

### 5 千葉県自家検定推進協議会関連事業

原種豚の確保と能力の高い種豚の改良を担う生産者組織に対し、協会の執行事業関連事務を取り扱う。

### 6 ちば畜産レディースネットワーク関連事業

畜種や地域を越えて、県内の畜産に携わる女性たちが互いに交流を深め、研鑽する場として、また消費者との交流を通じて畜産の理解を醸成するなど、より魅力ある畜産の実現に向けた活動を支援するため事務を取り扱う。

### 7 NPO法人いきいき畜産ちばサポートセンター関連事業

畜産に係わる生産者等への支援や畜産振興に向けた消費者等との交流を図るため、平成19年3月に設立したNPO法人の会員は、現在、個人66名、団体14名となった。

当畜産協会が中央畜産会から委託を受けて実施している、農場HACCP取組体制緊急強化事業やJGAP等については、NPO法人の支援を受け農場HACCP認証構築指導やGAP認証構築指導、研修会を実施する。

畜産協会が実施している畜産コンサルタント事業や千葉県エコフィードコーディネーター設置事業、野生獣検査等は、NPO法人の協力を得て指導、調査等を推進する。



また、NPO法人が実施している「死亡牛等の受入保管等補助業務委託（県事業）」等の活動をNPO法人と連携し生産者等の支援に取り組んでいく。

## **8 千葉県肉用牛損害賠償請求生産者会関連事業**

千葉県内の肉用牛生産者が原発事故に伴う損害賠償請求を行うための事務を実施する。平成25年8月分をもって肉用牛の逸失利益分の賠償請求は終了したが、現在は検査に伴う費用等の請求を行っている。本賠償請求については、千葉県の検査計画に該当する間はこれまで同様団体請求を行う。

このため、千葉県肉用牛原発事故損害賠償請求生産者会支援連絡会議（千葉県家畜商協同組合、千葉県肉牛生産農業協同組合、千葉県配合飼料価格安定基金協会[千葉県全日本畜産経営者協会]、千葉県農業協会、千葉県食肉公社、横芝光町《東陽食肉センター》、県南畜産処理事業協同組合《南総食肉センター》等）の協力を得て、継続して肉用牛生産者のための各種事務手続きなどの支援を行う。

## **9 チバザビーフ協議会関連事業**

千葉県の肉牛生産者が結束し、県産牛肉のブランド力の強化を図るために、技術力の向上や組織的な販売活動などの取り組みを行う協議会執行事業に係る事務を取り扱う。

## **10 チバザポーク販売推進協議会関連事業**

千葉県の銘柄団体が結束し、チバザポークのブランド力アップと、食の安全・安心への取組を行い、県産豚肉の知名度向上を図る協議会執行事業に係る事務を取り扱う。